

和光市立下新倉小学校教職員スマートフォン等使用規程

第1条（総則）

この規定は、和光市立下新倉小学校教職員の私有するスマートフォン等の取扱いについて定めるものである。

第2条（校内への持ち込み）

勤務時間内の使用及び教室等児童生徒が活動する場への持ち込みについては、校長の許可を得たうえで、第3条の内容に限るものとする。

第3条（校内での使用）

- 1 自然災害や事件等の発生により、教職員や児童生徒等の人命にかかわるような重大な事態に対処する場合。
- 2 校外学習において業務上必要かつ他の機器で代替できない用務に使用する場合。
- 3 その他特別特別な場合は、和光市教育委員会に相談すること

第4条（禁止事項）

- 1 児童生徒及び成績物等の個人情報の写真・動画の撮影。
- 2 第3条に記載のない内容で、かつ業務に関係のない私的な使用。
- 3 児童生徒及び保護者への連絡に使用すること。ただし、PTA 他学校運営協議会委員等学校協力者との連絡においてはこの限りではない。
- 4 児童生徒及び保護者とメールSNS等の私的な連絡先の交換すること。ただし、PTA 他学校運営協議会委員等学校協力者との連絡においてはこの限りではない。
- 5 学校及び児童生徒に係る情報をSNS等に記載すること。

第5条（連絡方法）

- 1 教職員が児童生徒及び保護者へ連絡をする場合は、学校の固定電話から緊急連絡先として届けられている電話番号へ、または、学校業務支援システムを使用して連絡するものとする。
- 2 児童生徒及び保護者から担任、その他の教職員へ連絡する場合は、原則として学校の固定電話へ、または、校内で公的に使用しているメール配信システムに連絡するよう周知すること。

第6条（その他）

- 1 児童生徒とは、学校に在籍する児童生徒とする。
- 2 18歳未満の者（学校に在籍する児童生徒を除く。）についても同様の取扱いとする。
- 3 私有のタブレットやコンピュータ等のデジタルデバイスについては、所定の届により個別に校長の承認を得たもののみを使用できるものとする。
- 4 その他児童の安全確保等のため、やむを得ずスマートフォン等の利用の必要性が想定される場合は、事前に校長に相談すること。

附 則

この規定は、令和7年9月1日から施行する。

この規定は、令和7年12月1日から施行する。